

住宅瑕疵担保履行法に係る第3回アンケート調査の結果について
(詳細)

1. 調査目的と概要

(1) 調査目的

本年10月に施行を迎える特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の円滑な施行に向け、対象となる建設業者、宅地建物取引業者への制度の周知度や理解度を把握するため、昨年9月、本年3月に引き続き、調査を実施した。

(2) 調査概要 ※カッコ内は①は第1回、②は第2回の結果

調査対象：建設業者（建築一式工事、大工工事）、宅地建物取引業者の中から無作為に抽出した17,150事業者（①、②とも17,150事業者）。

調査方法：郵送アンケート調査

調査期間：平成21年8月14日～24日（①H20.9.25～10.8、②H21.3.16～25）

回収数：5,590*事業者／回収率32.6%

（①6,419事業者／回収率37.4%、②5,767事業者／回収率33.6%）

※うち過去3年間に住宅を供給した事業者は2,189事業者

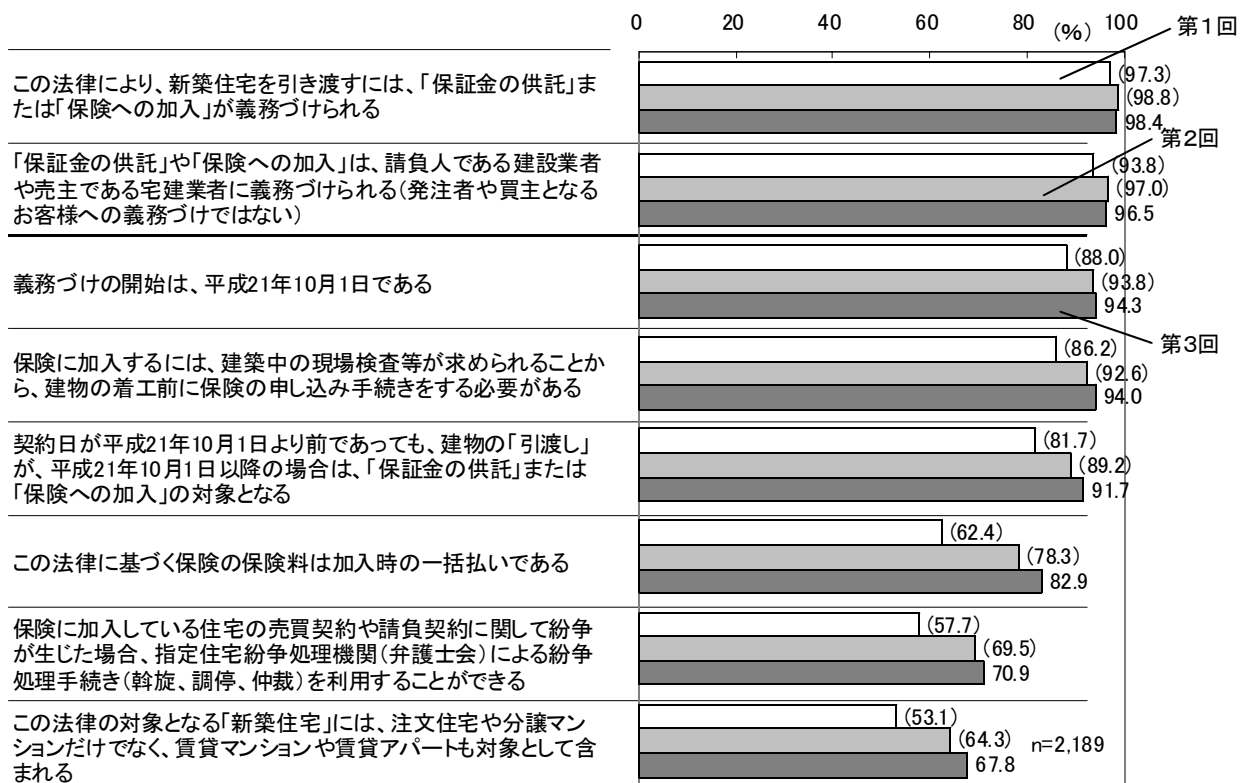
（①2,430事業者、②2,267事業者）

2. 調査結果

※数値の単位は%

①住宅瑕疵担保履行法の集中・普及状況について（全国データ）

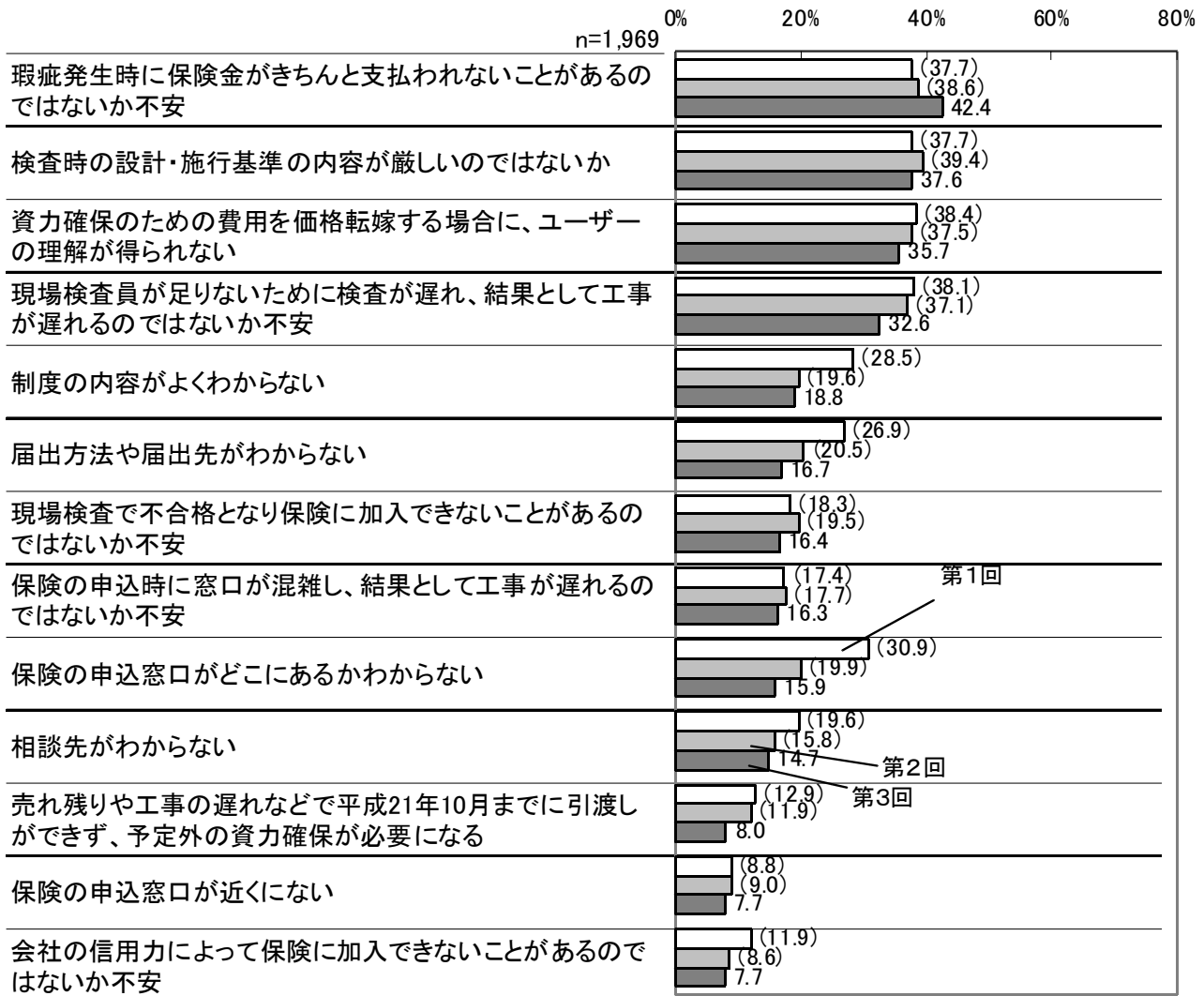
過去3年以内に住宅を供給した事がある事業者（2,189事業者）における住宅瑕疵担保履行法の周知・理解度について行った設問に対して、以下の結果が得られた。



②保険制度に対する不安

保険を選択すると回答した事業者について、施行に際しての不安を聞いたところ、以下の回答が得られた。

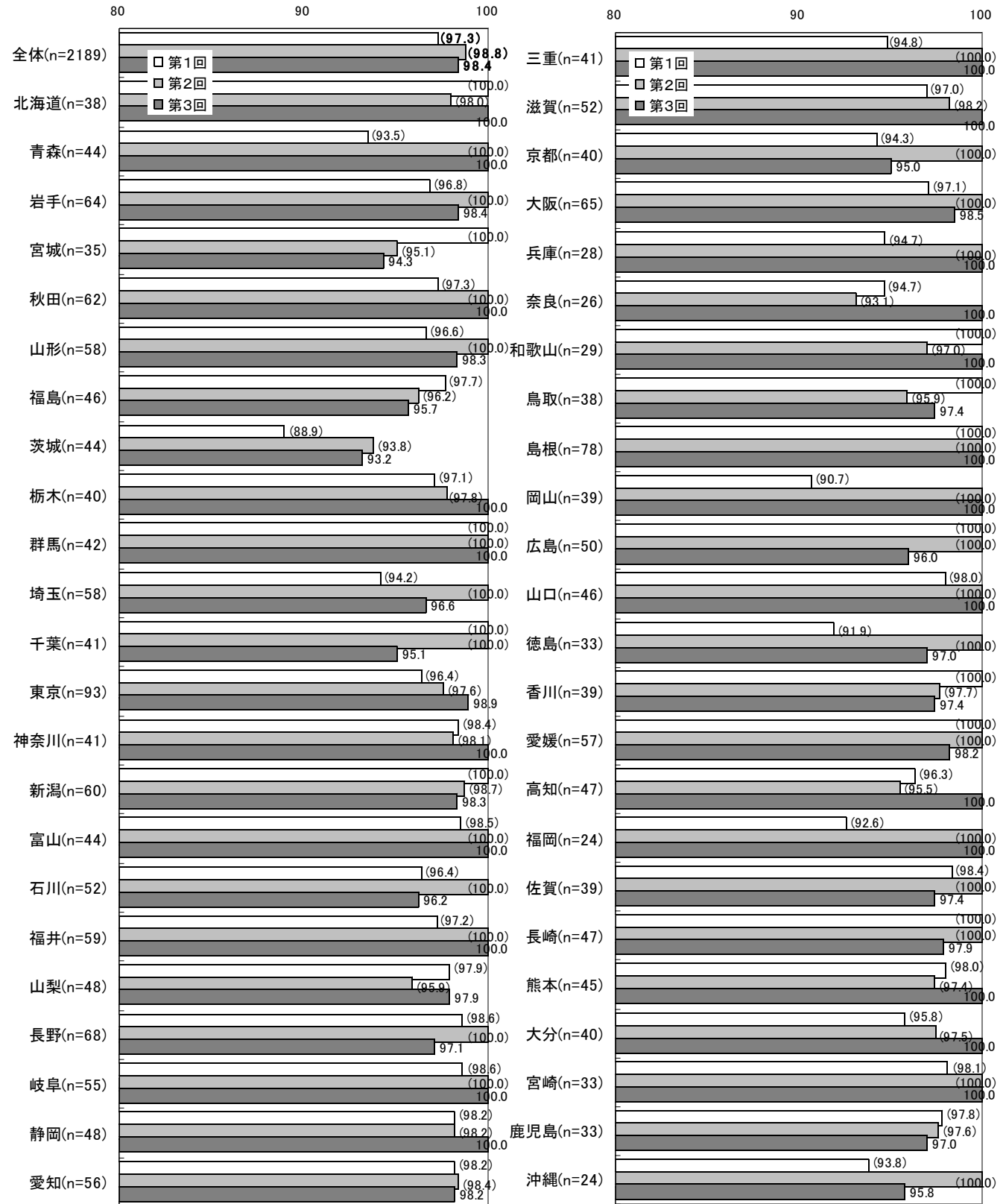
住宅瑕疵担保履行法の施行について不安なことがあったら教えてください。(複数回答)



(参考資料) 住宅瑕疵担保履行法の周知・普及状況について (県別データ)

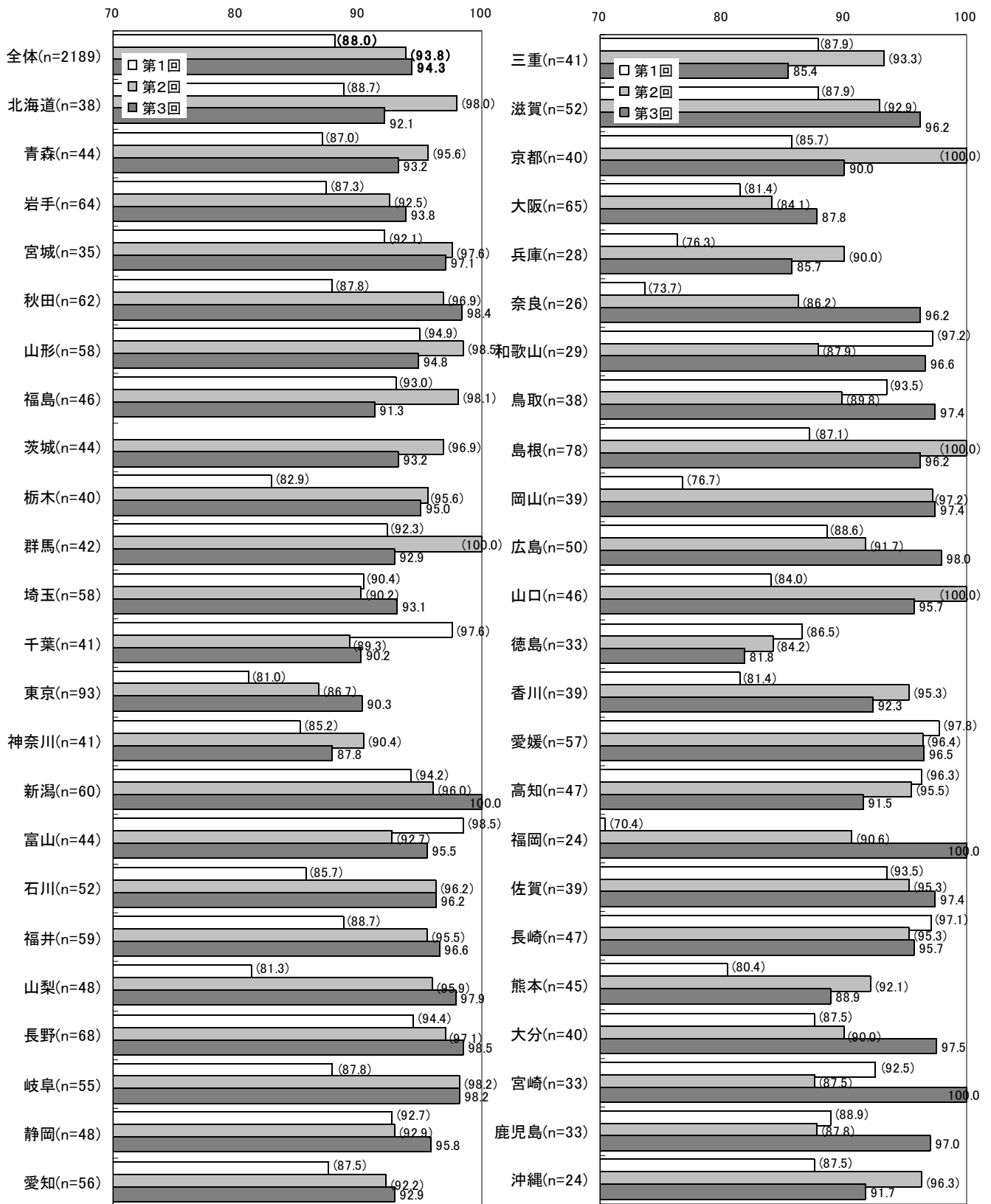
①法律の周知度

法律により、新築住宅を引き渡すには、「保証金の供託」または「保険への加入」が義務付けられる



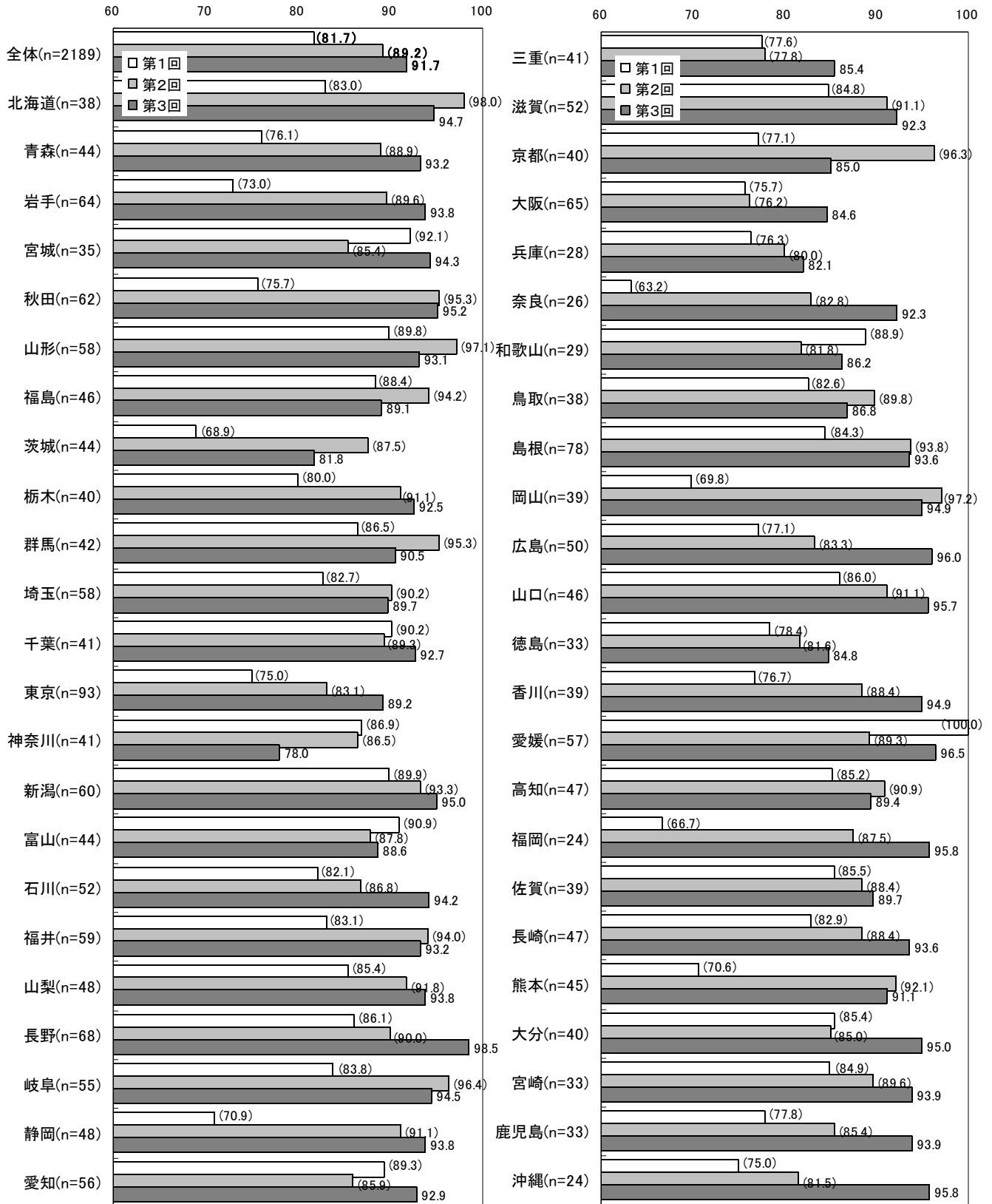
②-1 施行日について

義務付けの開始は、平成21年10月1日である。



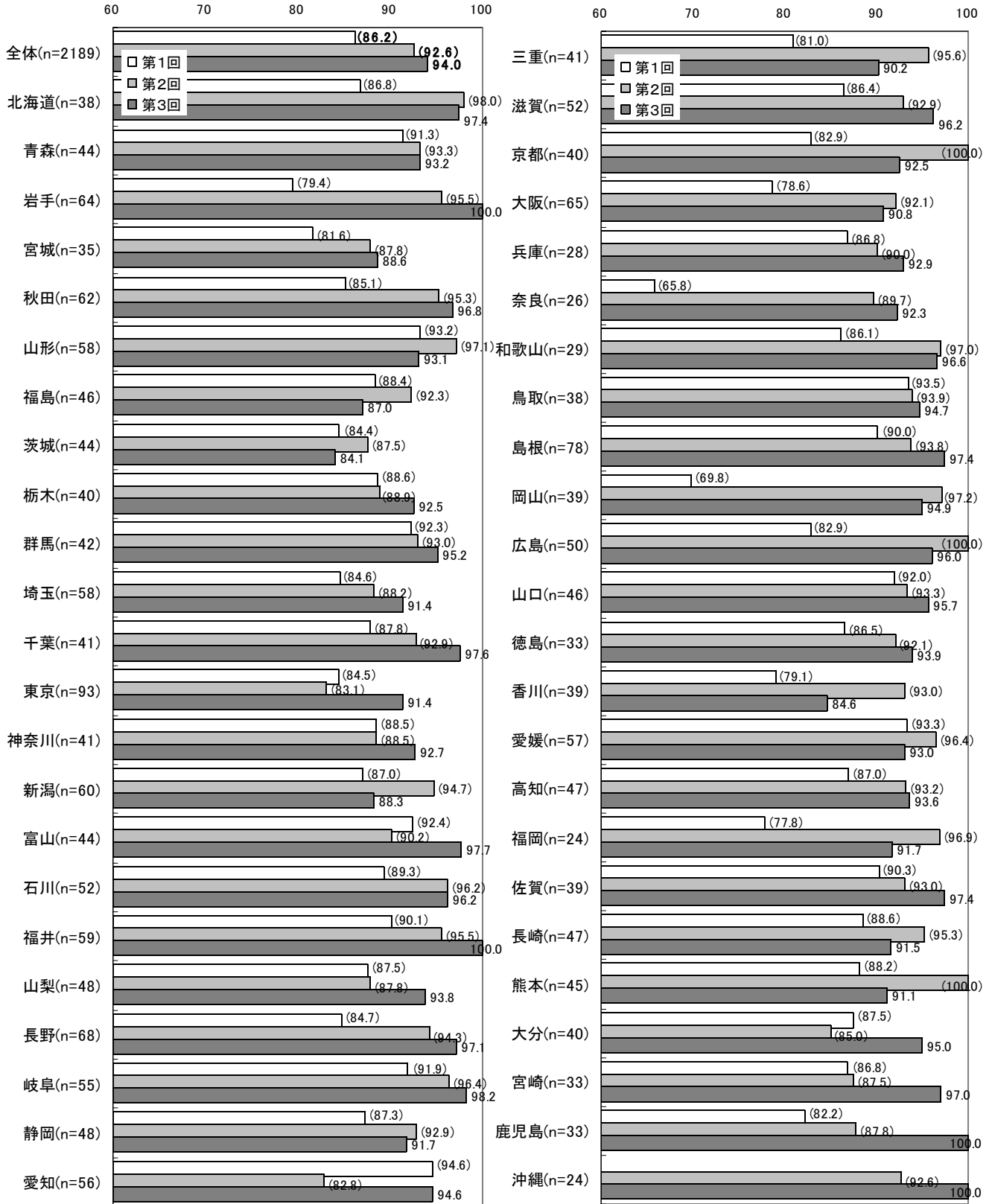
②-2 施行日について

契約日が平成21年10月1日より前であっても、建物の「引渡し」が、平成21年10月1日以降の場合は、「保証金の供託」または「保険への加入」の対象となる。



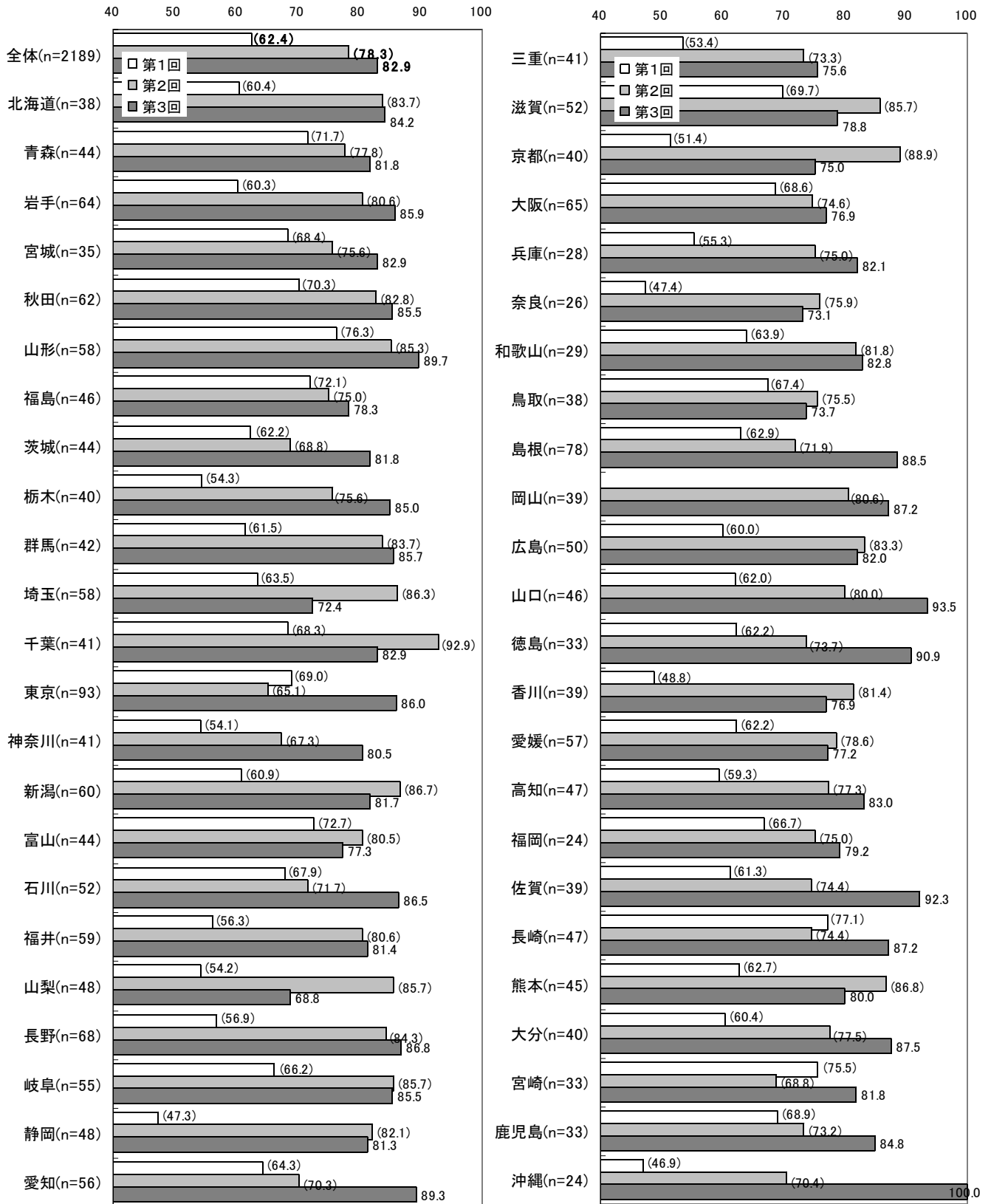
③-1 保険加入について

保険に加入するには、建築中の現場検査が求められることから、建物の着工前に保険の申込み手続きをする必要がある。



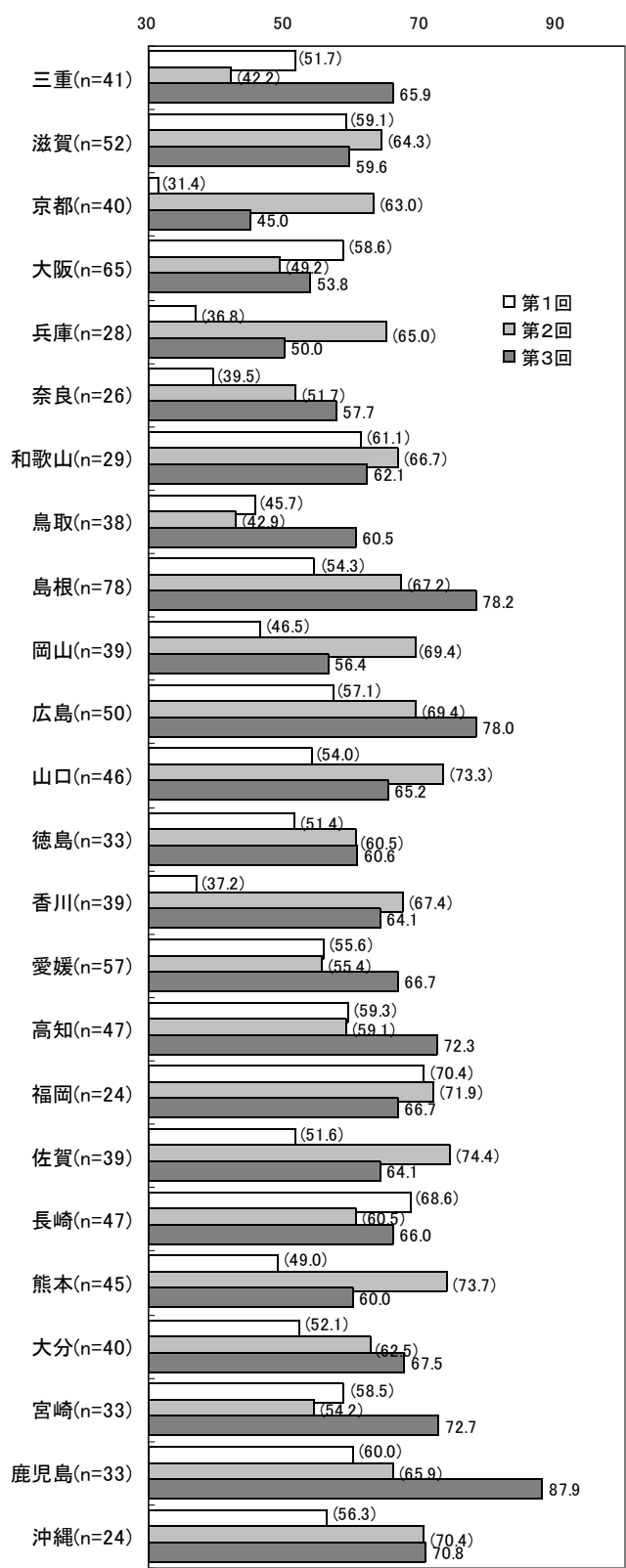
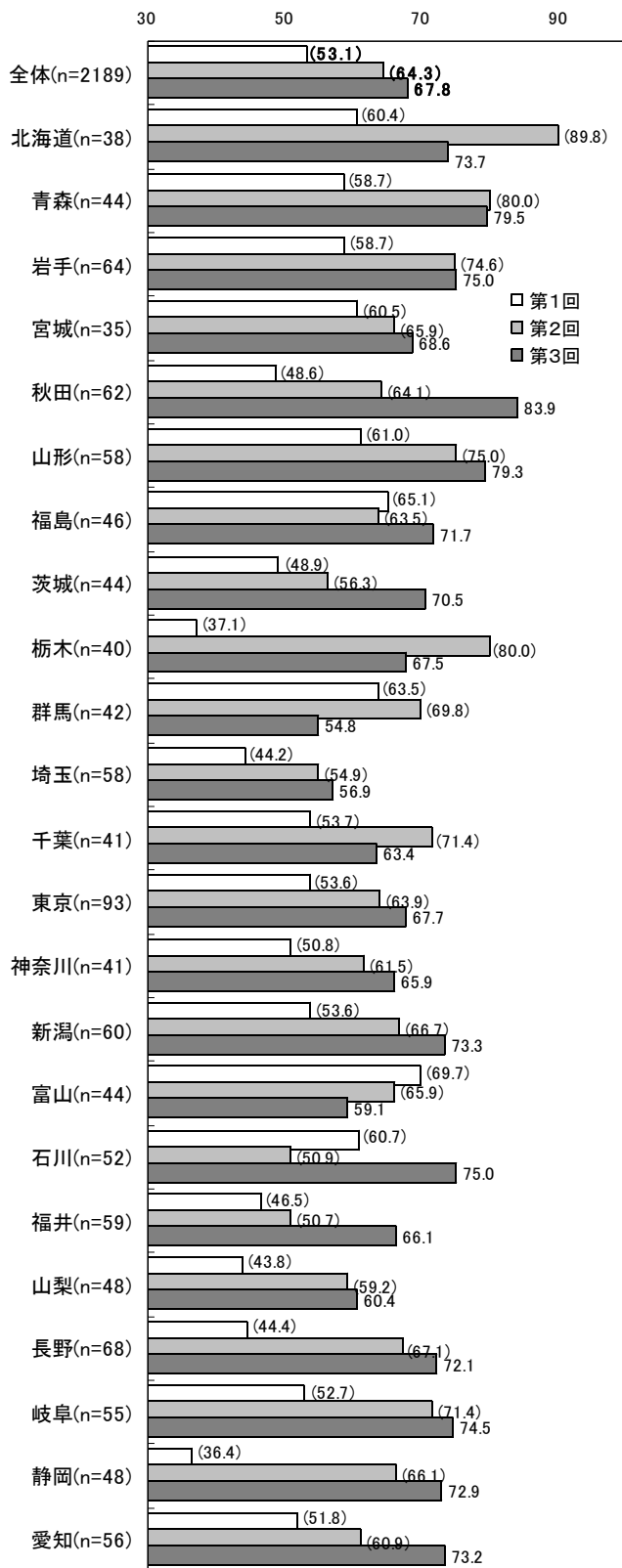
③-2 保険加入について

この法律に基づく保険の保険料は加入時の一括払いである



④賃貸住宅について

この法律の対象となる「新築住宅」には、注文住宅や分譲マンションだけでなく、賃貸マンションや賃貸アパートも対象として含まれる。



(2) 住宅瑕疵担保履行法の認知経路について

過去3年以内に住宅を供給したことがある事業者における住宅瑕疵担保履行法について、どのようにして情報を得たかという設問に対して、以下の結果が得られた。

住宅瑕疵担保履行法についてどのように情報を得ましたか。(複数回答)

